

時 価 法 等 関 係 資 料

時 価 法

－有価証券等の期末評価－

意義

売買目的で取得した有価証券やデリバティブ等を期末の時価で評価して、その評価損益を当期の所得に反映させるもの。

(注) デリバティブとは、原資産、例えば金利、債券、通貨、株式、商品等の値動きに依存して、その価格が決定される商品の総称である。具体的には先物取引(Futures)、先渡取引(Forward)、オプション(Option)、スワップ(Swap)、またはこれらの組み合わせ商品が該当する。

(『金融商品の時価会計論』(吉田康英著、税務経理協会)より抜粋)

導入の必要性

売買目的で取得した有価証券やデリバティブ等については、次の理由により、時価法を適用するのが適当である。

- 有価証券やデリバティブ等の取引を行っている場合には、その有価証券やデリバティブ等の含み損益まで含めることによって、はじめて法人の活動の成果を的確に所得に反映させることができる。
- デリバティブを利用して期間損益を調整するといった租税回避の防止のためには、金融商品の含み損益についても所得に含めるものとする必要がある。
同じ種類のデリバティブの売りと買いの二つの取引を行い、含み損が生じた方だけを決済して損失を計上するなど、従来から、デリバティブについては租税回避の手段として利用されているとの指摘がなされてきたところである。
- 企業会計においても、売買目的の有価証券やデリバティブ等については、時価評価されることとなっている。

(注) 一般事業法人のデリバティブは、そのほとんどがヘッジ取引として行われているが、デリバティブをヘッジ手段として利用する場合には、そのデリバティブの含み損益は当期の所得には反映させないことができることとするのが適当である(後述の『ヘッジ取引の取扱い』参照)。

参考 1：企業会計における金融商品の評価基準（原則として、平成 12 年 4 月から適用）

金融商品の属性		評価基準	評価差額の取扱い
有価証券	売買目的	時 価	損益に計上
	満期保有債券	償却原価	
	関係会社株式	原 価	
	その他有価証券	時 価	資本の部に直接計上
金銭債権		償却原価	
特定金銭信託等		時 価	損益に計上
デリバティブ		時 価	損益に計上

（注 1）償却原価とは、債券及び債権を償還金額及び債権金額より高く取得した又は安く取得した場合、その差額を毎期利息として計上し、取得原価に加減算した価額をいう。

（注 2）「その他有価証券」の時価評価においては、期末時点の時価の他、期末前 1 カ月の平均時価によることもできる。

（注 3）市場価格が著しく下落したときには、回復すると認められる場合を除き、帳簿価額を時価に付け替え損失を計上する強制評価減の考え方は、常時、すべての有価証券に適用する。

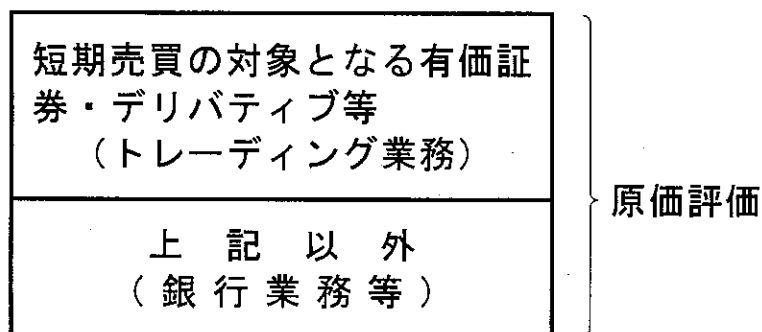
（注 4）市場価格がなく時価評価できない場合は原価評価する。

（『金融商品に係る会計基準の概要』（平成 11 年 1 月 22 日公表 企業会計審議会資料）より抜粋）

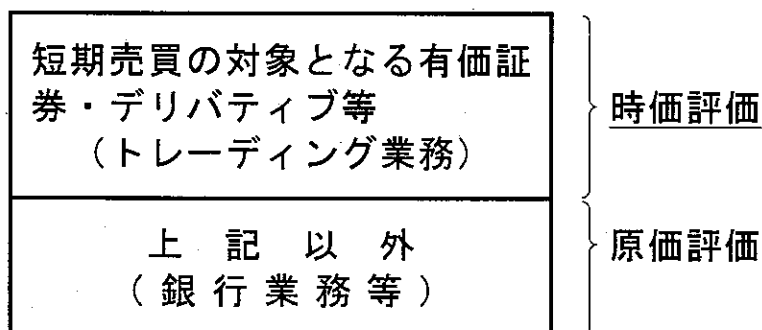
参考 2：金融機関のトレーディング勘定の有価証券・デリバティブ等の期末評価の概要

- 銀行法等において、銀行・証券会社・保険会社等のトレーディング業務に時価評価が導入されたことに伴い、法人税においても、平成 9、11 年度改正で、これらのトレーディング業務に時価評価が導入された。

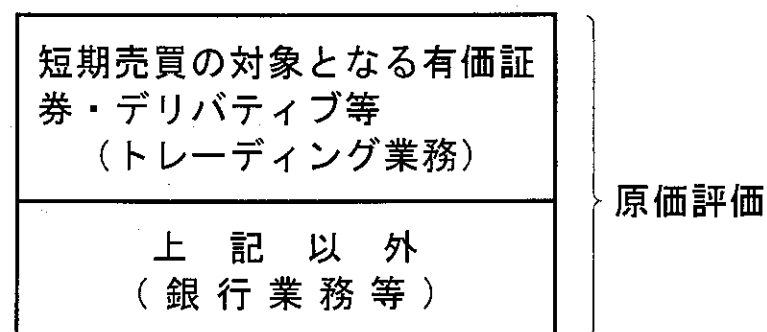
<銀行法等>



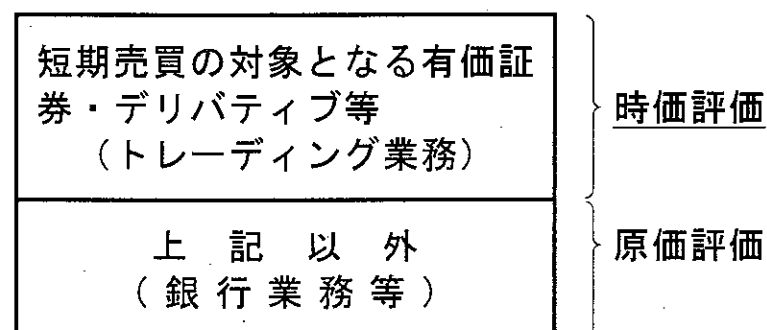
⇓ 改正



<法人税>



⇓ 改正



ヘッジ取引の取扱い

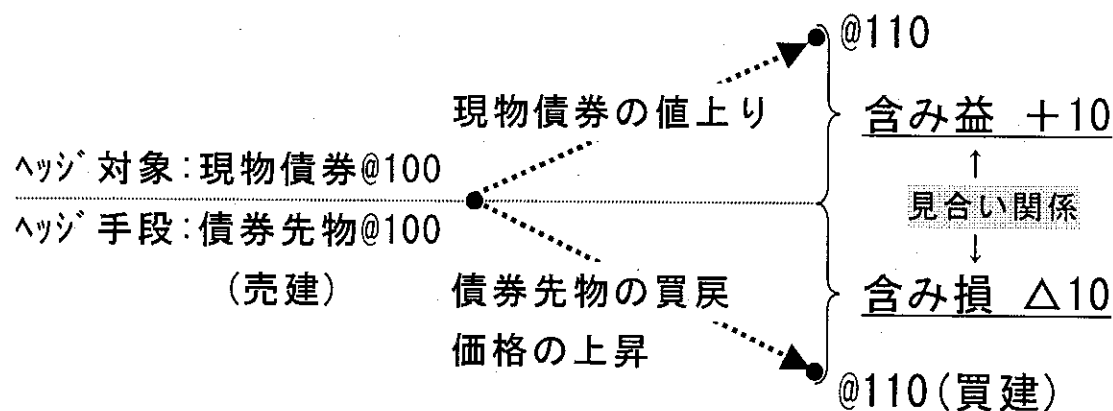
ヘッジ処理の意義

- 資産又は負債に係る価額、金利、為替等の相場変動の相殺又はキャッシュ・フローの固定化により、損失が発生する可能性（リスク）を減殺することを目的としてデリバティブ等の取引を行った場合、その資産又は負債（ヘッジ対象）とそのデリバティブ等（ヘッジ手段）のそれぞれの評価損益等が相殺されるように対応させ、同時にその対応した損益を計上する処理。

参考：ヘッジ取引とヘッジ処理のイメージ図

—現物債券の価額変動リスクをデリバティブ（債券先物）でヘッジした事例—

《ヘッジ取引》



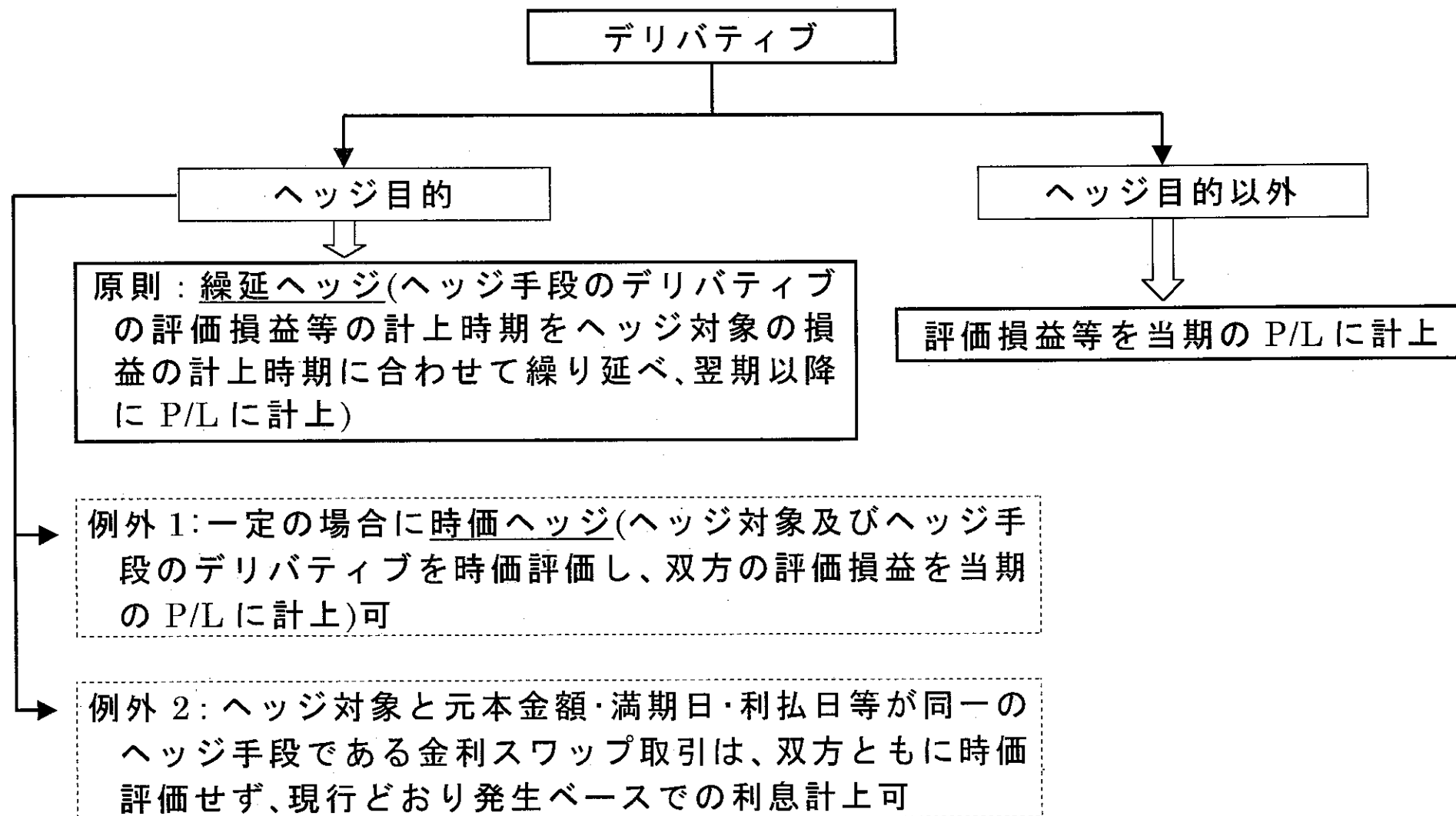
《ヘッジ処理》

＜時価ヘッジ＞	＜繰延ヘッジ＞
当期利益+10	(利益計上なし)
当期損失△10	(△10は繰延べ)
差引損益± 0	差引損益± 0

ヘッジ処理の導入の必要性

- ヘッジ対象の資産又は負債に係るリスクをヘッジ手段であるデリバティブ等によって減殺している場合には、ヘッジ対象の資産又は負債に係る損益とヘッジ手段のデリバティブ等に係る損益とが相殺されるように対応させ、同時にその対応した損益を計上することによって、そのヘッジの実態を正しく所得に反映させることができる。
- 企業会計においても、平成 12 年 4 月から、ヘッジ対象とヘッジ手段の両者の損益を合理的に期間対応させるという観点に立って、ヘッジ会計を導入することとされている。

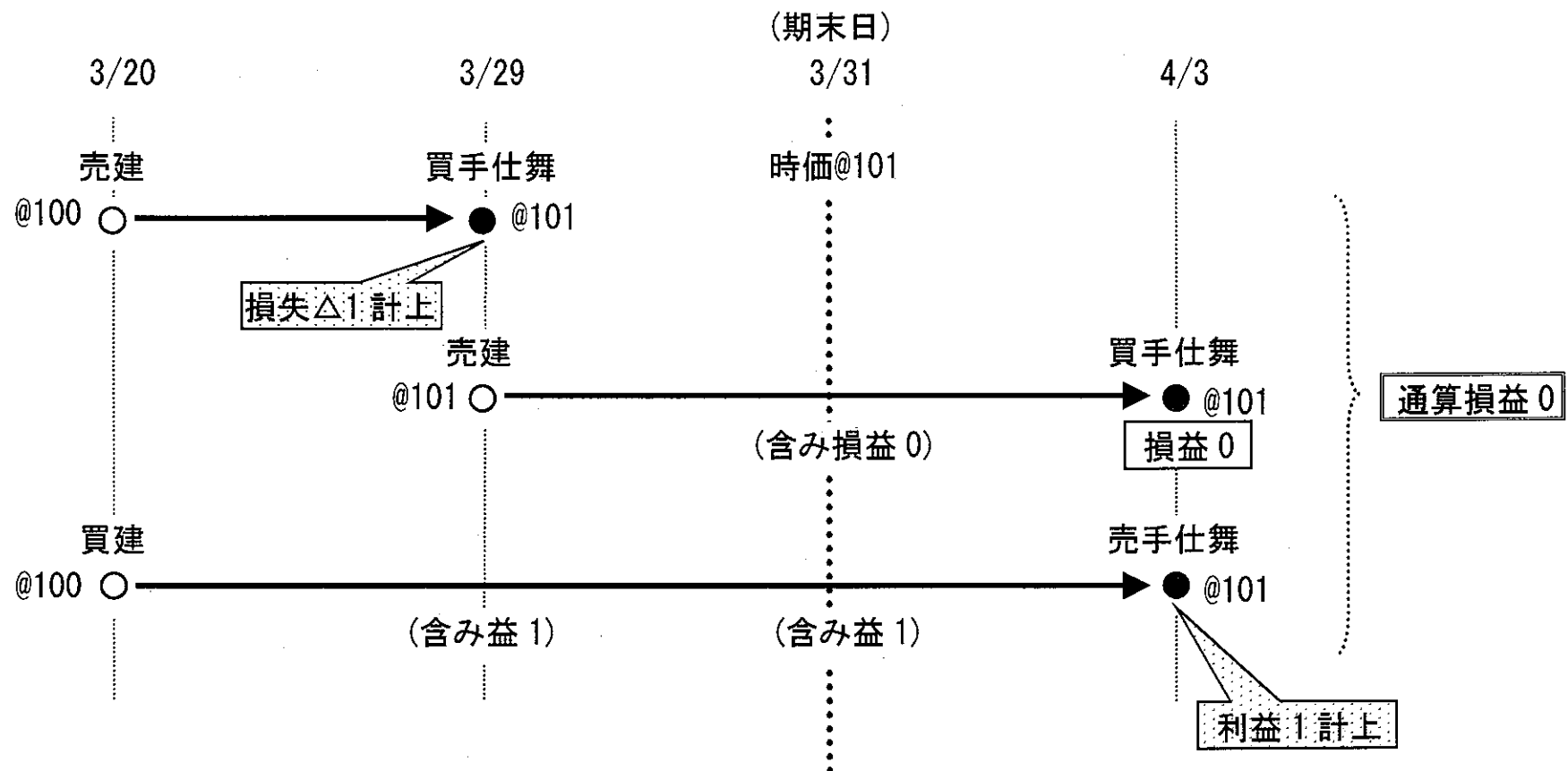
参考：企業会計におけるヘッジ会計の概要（デリバティブをヘッジ手段とした場合の
そのデリバティブの取扱い）



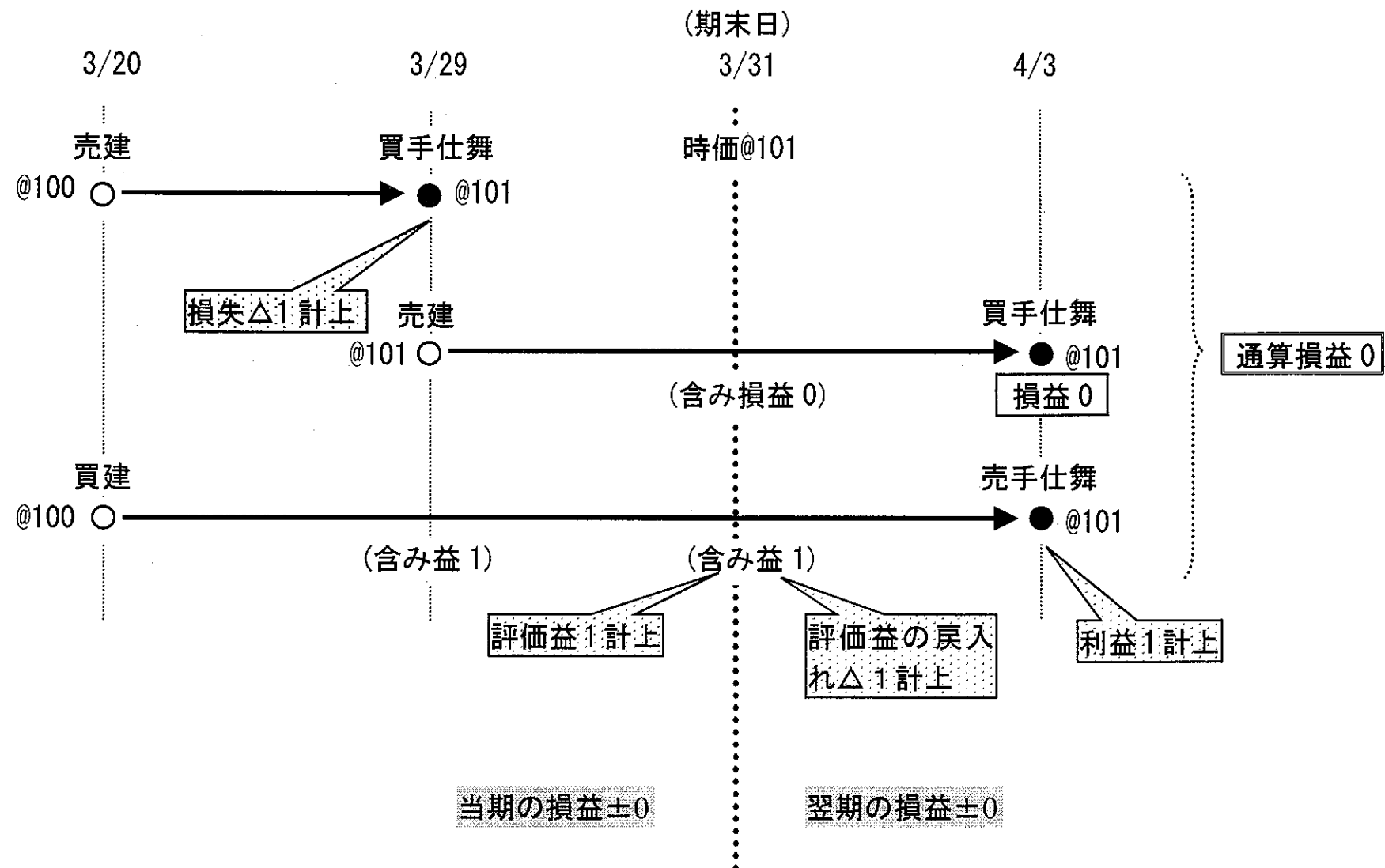
デリバティブを使った利益調整等の事例

【事例 1】

債券先物の売り買いの両建取引を行い、期末に含み損のあるものだけを仕舞って損失の先行計上を行った事例



事例 1 について、期末にデリバティブ（債券先物）を時価評価することとした場合の処理



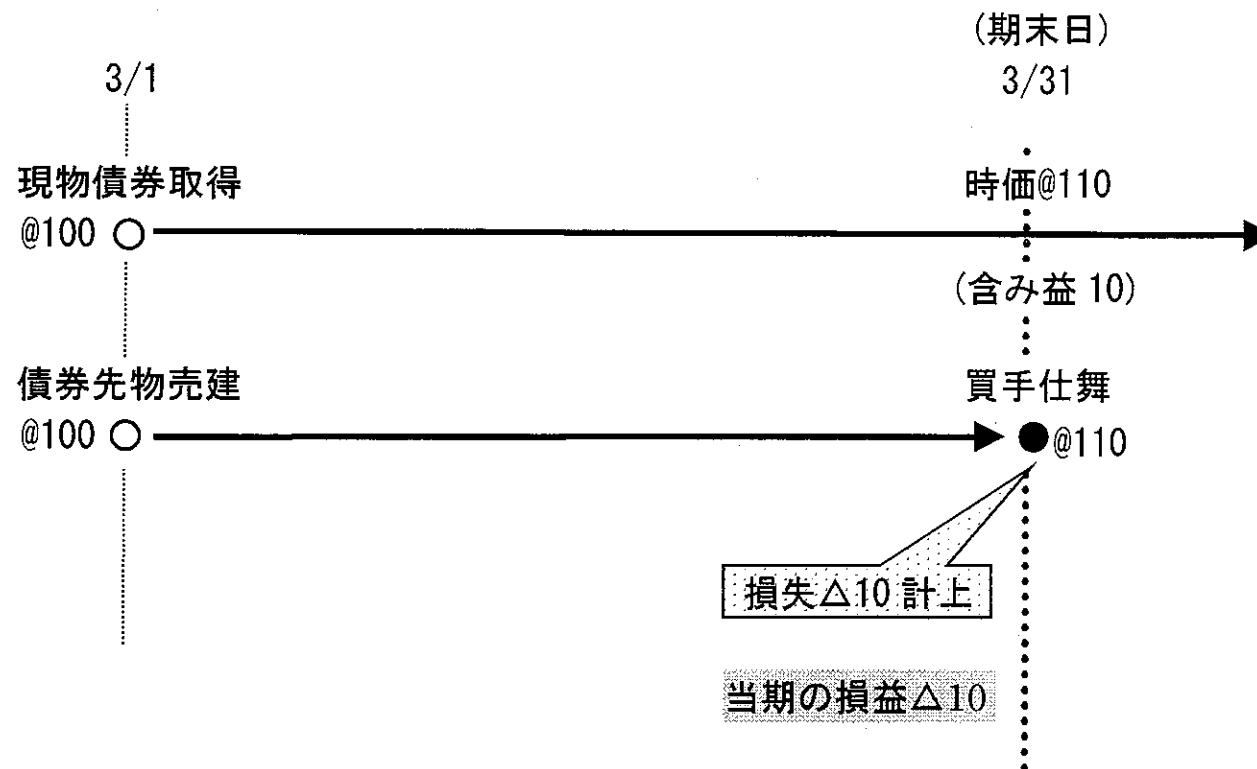
【事例 2】

現物債券の価額変動のリスクをデリバティブ（債券先物）によりヘッジしているにもかかわらず、含み損が生じたヘッジ手段のデリバティブ（債券先物）だけを決済して損失計上した事例

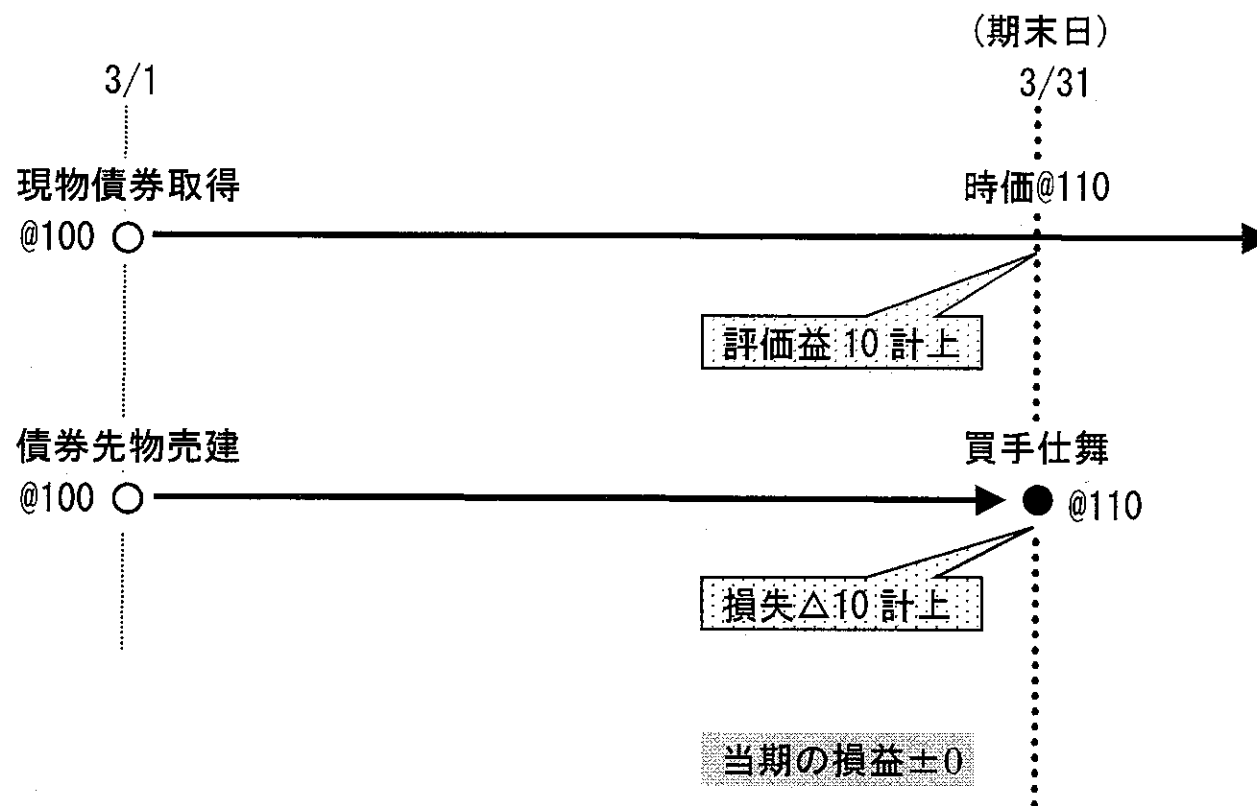
3/1 債券先物の売建てにより、現物債券の価額変動のリスクに対するヘッジを行った。

（現物債券の取得価額：100、債券先物の売約定の価額：100）

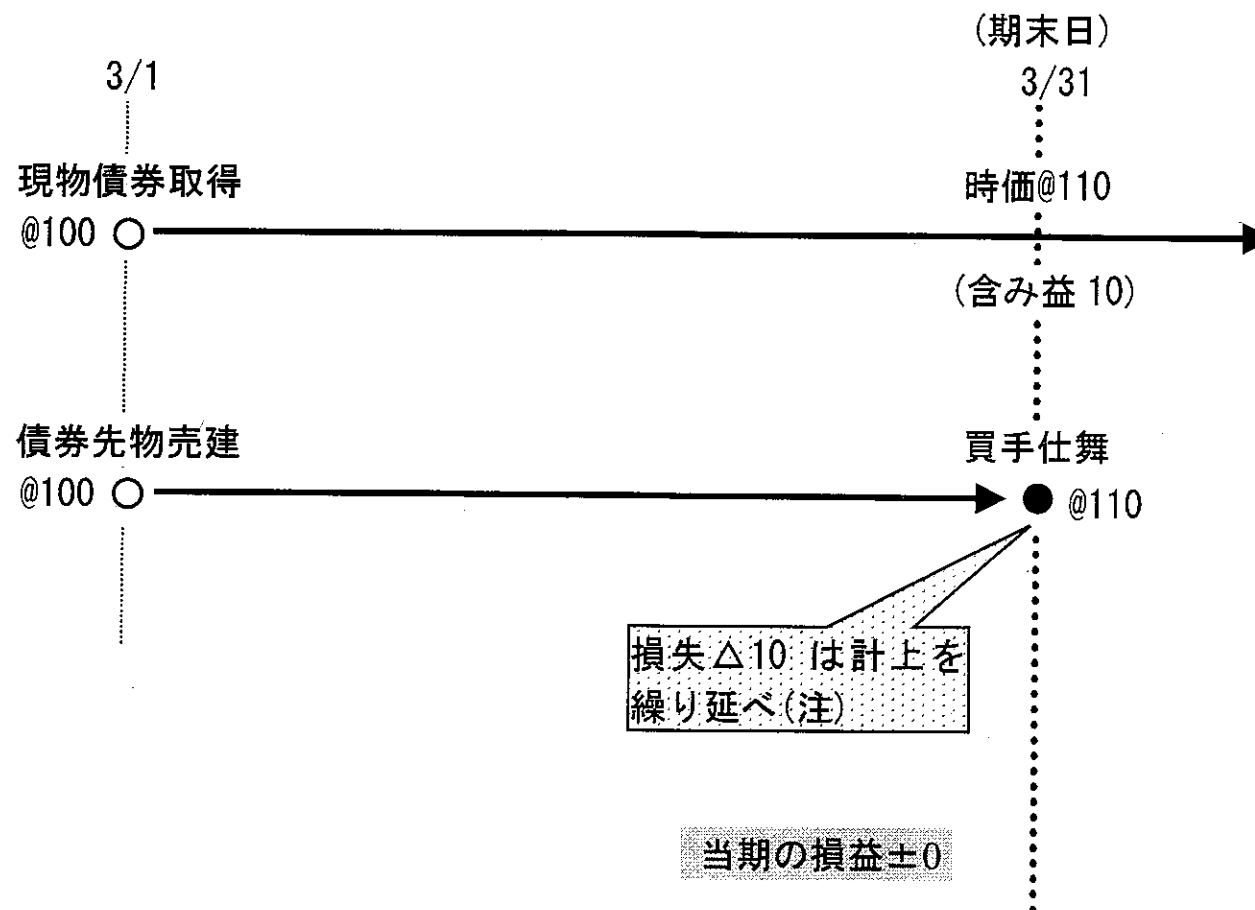
3/31（期末日） 現物債券には含み益（+10）が生じ、他方、債券先物には含み損（△10）が生じているが、含み損の生じた債券先物だけを手仕舞いし、損失（△10）を計上した。



事例2について、現物債券を時価評価することとした場合の処理



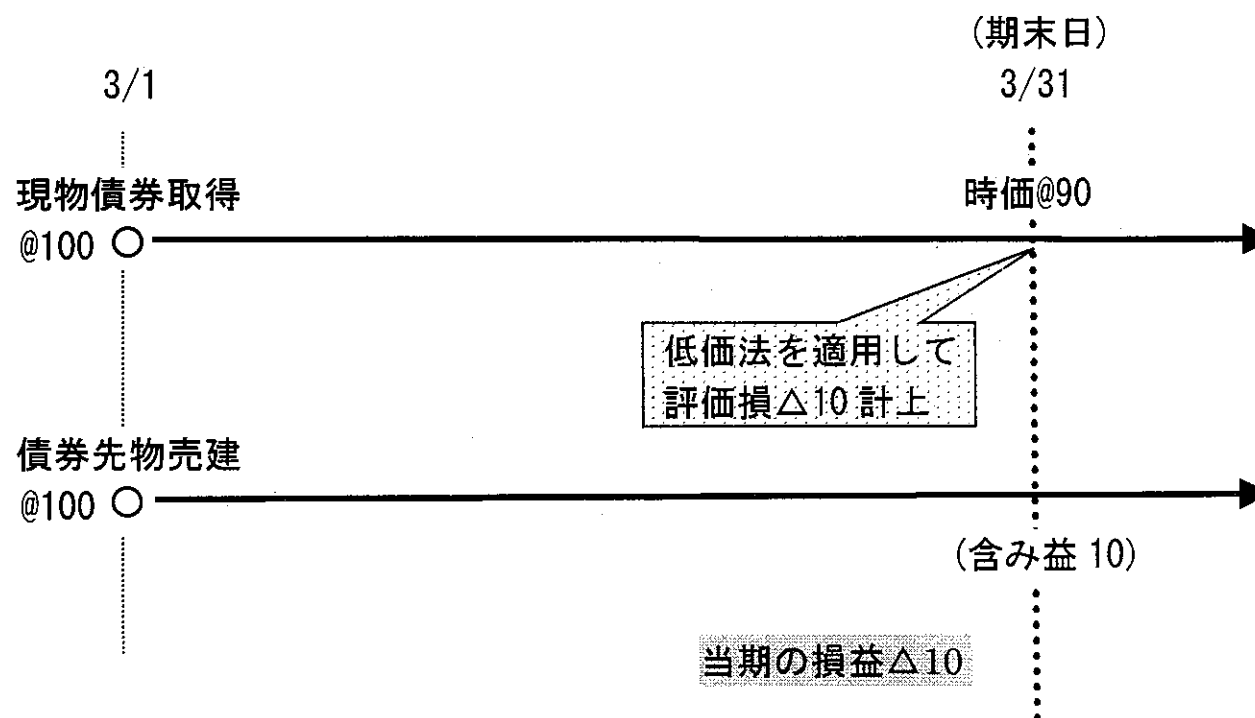
事例2について、現物債券を時価評価せず、ヘッジ処理を行うこととした場合の処理



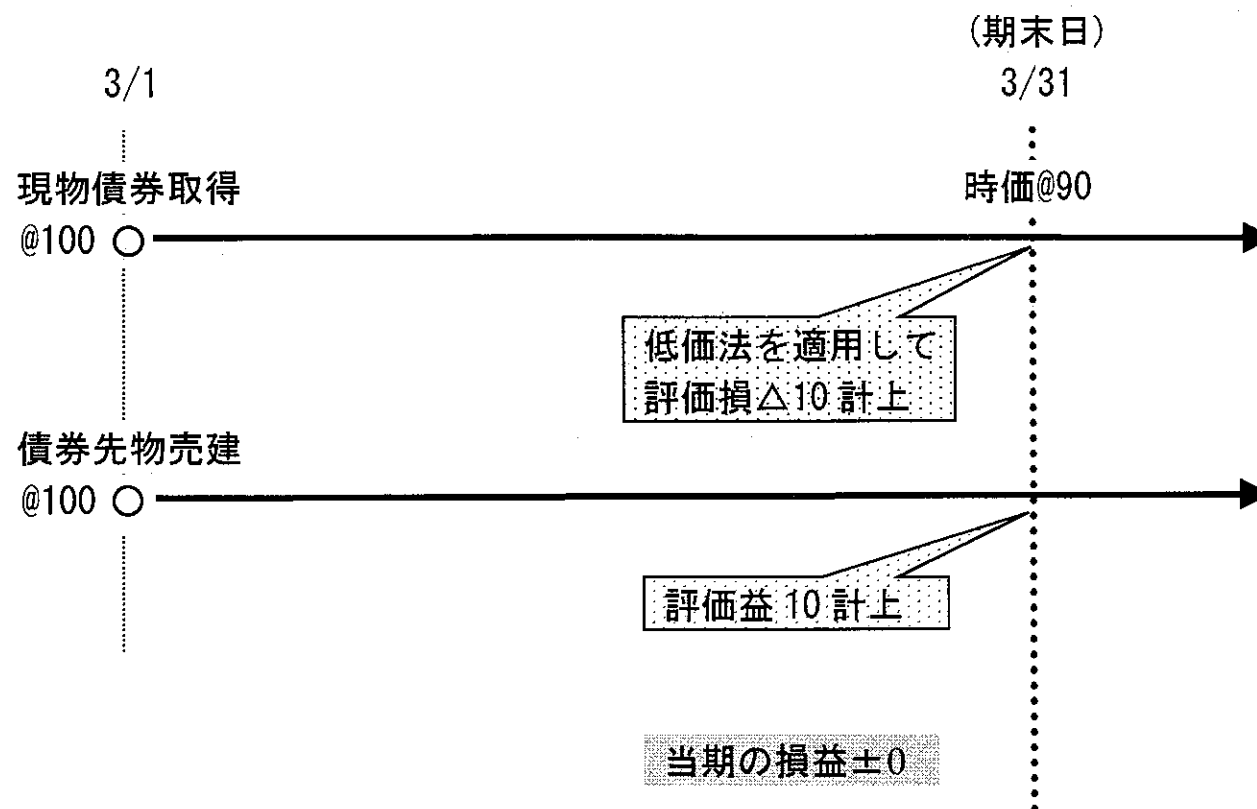
(注) ヘッジ手段の債券先物を手仕舞ったことによって生じた損失△10は、ヘッジ対象の現物債券の譲渡損益等の計上時まで繰り延べられる。

【事例 3】 現物債券の価額変動のリスクをデリバティブ（債券先物）によりヘッジしているにもかかわらず、含み損が生じた現物債券について低価法を適用して評価損を計上した事例

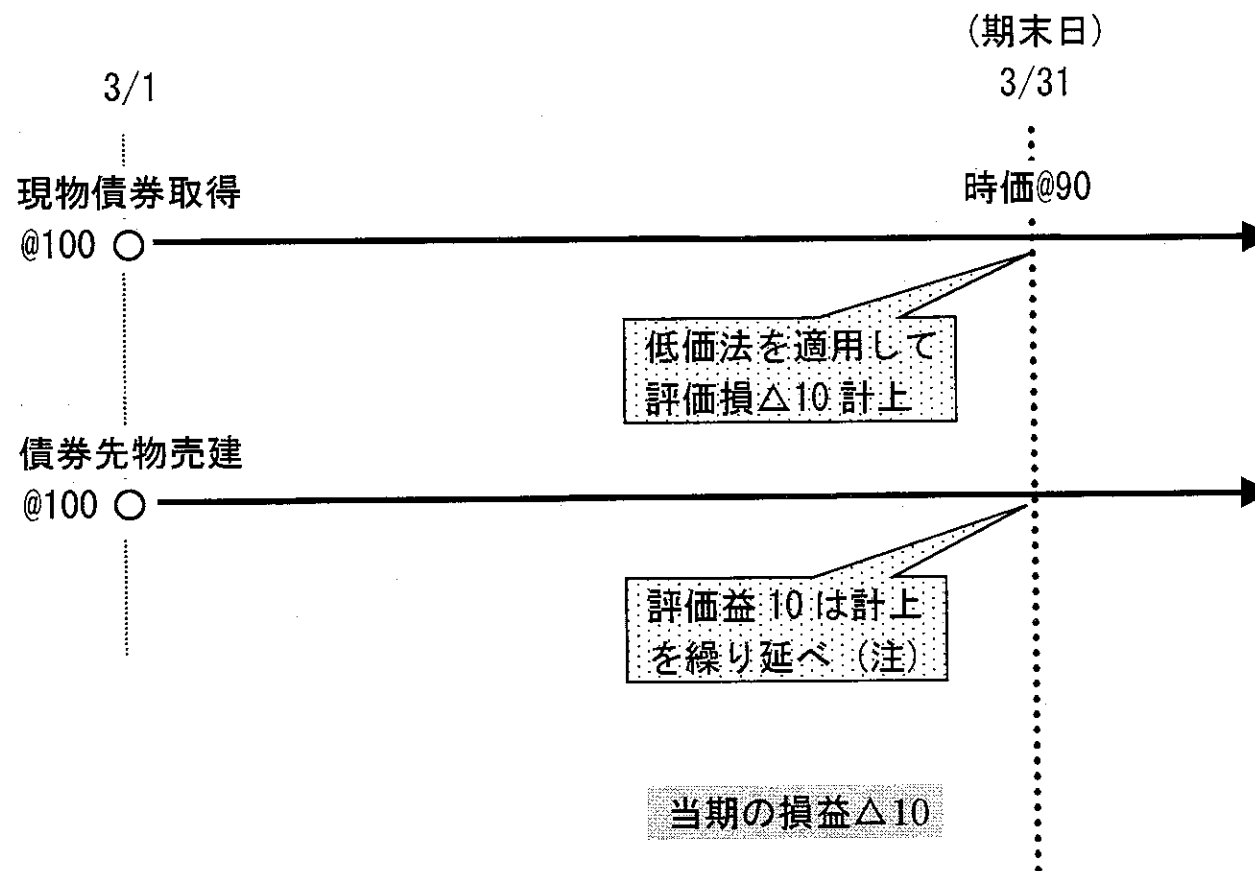
- 3/1 債券先物の売建てにより、現物債券の価額変動のリスクに対するヘッジを行った。
 （現物債券の取得価額：100、債券先物の売約定の価額：100）
- 3/31（期末日） 現物債券には含み損（ $\Delta 10$ ）が生じ、他方、債券先物には含み益（ $+10$ ）が生じているが、含み損の発生した現物債券について低価法を適用し評価損を計上した。



事例3について、デリバティブ(債券先物)を時価評価することとした場合の処理



事例3について、デリバティブ(債券先物)を時価評価し、ヘッジ処理を行うこととした場合の処理



(注) ヘッジ対象の現物債券に低価法を適用し、ヘッジ手段のデリバティブ(債券先物)の評価益の計上を繰り延べることとした場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益が対応しないこととなる。

参考：平成8年11月法人課税小委員会報告／税制調査会（一部抜粋）

有価証券の評価

- ① 有価証券の期末評価は、各事業年度の有価証券の譲渡原価を計算するために行われる。その評価方法として、現在、総平均法と移動平均法の選択が認められている。これらいずれの方法についても、いわゆる企業支配株式や非上場有価証券を除き、低価法の採用を選択することができる。さらに、低価法には、洗替え低価法と切放し低価法とがある。
- ② 上場有価証券については、原則として低価法の採用が認められている。しかし、時価が下落した有価証券については時価で評価し、時価が上昇した有価証券については取得原価で評価するというのは、保守的に過ぎる。特に、長期間にわたって保有する有価証券について、短期的な時価の下落を各事業年度の所得計算に反映させると、適正な課税所得計算を歪めることになる。したがって、有価証券の低価法は、廃止することが適当である。

この点に関しては、時価が回復しても帳簿価額を元に戻す必要がない切放し低価法の廃止はやむを得ないとしても、洗替え低価法は容認すべきではないかとの意見や、商法上容認されている低価法は維持する必要があるのではないかとの意見があった。また、短期保有の上場有価証券については、時価法によることが国際的な潮流であり、我が国においてもこれを積極的に採り入れていくべきであるとの意見がある一方、商法・企業会計原則が認めていない時価法を税法が一般的にこれを求めるのは行き過ぎであるとの意見があった。

- ③ なお、上場有価証券について低価法の選択制を廃止する場合には、含み損のある有価証券を売却してこれを短期間に買い戻すといった、いわゆる損出し行為が行われるおそれがあるので、別途そうした問題への対応が必要になると考える。

金融派生商品

- ① 近年、株式、債券、株価指数、金利、通貨などの先物、オプション、スワップ、先渡契約等のいわゆる金融派生商品（デリバ

ティブ)取引が急速に拡大している。このような取引は、短期的な価格、即ち時価の変動に着目して行われている。

現在の会計処理は、現物有価証券については、取得原価主義が適用される。一方、デリバティブ取引については、貸借対照表に計上されず損益の認識時点も商品によって異なっていることから、取引実態と会計処理に大きな乖離が生じている。このようなことから、金融機関等の行うトレーディング業務に支障が生じ、市場の発展が阻害されることにもなるといった問題が生じてきた。

そこで、本年の銀行法等の改正により、銀行、証券会社等の行うトレーディング業務について時価基準を導入し、トレーディング勘定に属する債券等については時価で評価するとともに、デリバティブについても決算期末に評価損益を計上することとされている。

② 法人税法は、原則として未実現評価損益の計上を認めていない。銀行、証券会社等の行うトレーディング業務が時価の変動自体を収益又は損失の発生と認識して行われているとすれば、課税上も時価評価により損益を認識する方が経済実態に見合った課税所得の計算がなされるものと考えられる。したがって、法人税においても、これらの行うトレーディング業務については、時価基準の採用を検討していくべきであると考ええる。

今回の銀行、証券会社等の時価基準の採用は、トレーディング業務に限定され、しかも選択制となっている。デリバティブ取引は、金融機関等のトレーディング業務に限らず、一般の事業法人を含め幅広く行われている取引であり、また恣意的な利益操作にも利用され易いものでもあることから、デリバティブ取引の会計処理は、課税の側面からみても重要な検討課題であると言える。

デリバティブ取引を利用した税負担回避行為については、現行法の下でも、一部経済的実質に応じた課税上の処理が行われている。デリバティブ取引には多種多様な取引があるので、適正な課税を確保する観点から、取引の実態や企業会計審議会における会計処理の検討の動向等を見極め、随時法制上の整備を図っていくことが適当である。